

宗像市子ども基本条例改正（案）について

子ども育成課子ども育成係

①【条例制定時からの社会状況の変化】

宗像市子ども基本条例施行（平成24年4月）後、国が遅ればせながら「児童の権利に関する条約」の理念を児童福祉の原理に盛り込み、児童福祉法等の改正をした（平成28年）。また国内での度重なる子どもの虐待死事件によって**親権者等による体罰禁止**が法律により明確化された。「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）」⇒さらに改正法施行後2年を目途として**民法第822条の規定（親権者の懲戒権）の在り方**について検討し必要な措置を講ずることとしている。

②【子どもの権利救済委員の役割の明確化】

被虐待児童を市民等又は子ども関係施設が発見した場合の通告義務（児童虐待防止法に基づく市福祉事務所又は県児童相談所への通告）を記載し、子どもの権利救済委員の職務から虐待対応除外を明確にする。

③【子ども関係施設の役割の明確化】

令和元年10月に本市の認可保育所の保育士（副園長）が子どもへの傷害容疑で逮捕された。当該園に対する市の監査において、子どもの権利保障等について市が改善を求めている。保育所を所管する市（子ども育成課）に対して「**子ども関係施設の役割の明確化（「いじめ等」の表記の具体化）及び子ども関係施設に対する指導強化**が求められている」

【参考】令和元年第4回市議会定例会（12月議会）において、議員より「子ども基本条例は何のためにあるのか」の一般質問⇒当時の子どもグローバル人材育成担当部長より、「条例の改正については、まずは条例の制定時の経緯も踏まえた上で、来年（令和2年）4月から施行されます（保護者の）体罰禁止の法改正に係る国や県の今後の動向も見きわめながら改正の必要性も含め、十分に議論してまいりたいと考えています。」と答弁している。

.....

【条例改正内容】

①への対応

- 第1条「目的」規定に条例制定根拠である「児童の権利に関する条約」を記載し、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等と出自が同じものであることを明らかにする。

- 第2条「定義」規定に虐待の定義及び虐待に係る通告の定義を記載する。
- 第9条「保護者の役割」規定に体罰禁止を明記する（虐待禁止は既に規定あり）。
- 第12条「市の役割」に市が防止及び早期発見に努めるべき子どもの権利を侵害する行為の例示として「体罰」を明記する。

②への対応

- 第10条「市民等の役割」に児童虐待に係る通告義務を追加する。⇒児童虐待については、宗像市子どもの権利救済委員への相談・申立てではなく、児童虐待防止法により市福祉事務所又は県児童相談所への通告義務があることを明記し、通告に係る周知啓発を図る。

③への対応

- 第11条「子ども関係施設の役割」に虐待、体罰の防止を明記する（「いじめ等」の規定を具体化する）とともに、「相談しやすい」の主体を明記にすることで子ども関係施設の役割を明確にする。

宗像市子ども基本条例(平成24年宗像市条例第13号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>児童の権利に関する条約の理念にのっとり</u>、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童虐待をいう。</u></p> <p><u>(6) 通告 法第6条第1項に規定する市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。</u></p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 保護者は、虐待、<u>体罰</u>その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。</u></p> <p>(子ども関係施設の役割)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(子ども関係施設の役割)</p>

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。

5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(市の役割)

第12条 (略)

2及び3 (略)

4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。

5及び6 (略)

(施策の推進)

第13条 (略)

2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 (略)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 (略)

2及び3 (略)

4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。

5及び6 (略)

(施策の推進)

第13条 (略)

2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 (略)

宗像市子ども基本条例の改正に係る宗像市子どもの権利救済委員からの意見

令和3年10月

宗像市子ども育成課

救済委員からの意見 → 市で検討した結果、全て修正対象としない。

番号	意見	市検討結果
1	第2条（定義）関係：第1号「子ども」 → 市外在住の子どもで市内の子ども関係施設に通っている子どもからの相談、救済申立てを受けることができるようにすべきでは？	<ul style="list-style-type: none"> ● 市条例は市民の福祉の向上を市費で図るもの。条例の受益者は市民が原則。 ● 条例ハンドブック P17「なお、他の自治体に住んでいて通勤・通学してくる子どもは、この条例の適用対象外としています。ただし、通勤・通学してくる子どもは条例の対象外であっても、通勤・通学する事業所や学校などには条例が効力を発揮すること、また、対象でないことを理由に事業所や学校などが対応を変えて子どもの権利をないがしろにすることは考えにくいことから、市内に住んでいることを条件としても条例の実効性は保てるとの考えです。」と説明あり。
2	第1条（目的）関係：改正案で「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」を追加しているが、「児童の権利に関する条約にのっとり」の方がよいのではないか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条例は「児童の権利に関する条約」全体に基づいているわけではない。例えば、条約には「登録、氏名及び国籍等に関する権利」などという規定があるが、本条例ではそのような規定はない。本条例は条約の理念や精神を引き継いで、本市の実情に沿ったものとしているもの。 ● 法律においても、児童福祉法「条約の精神にのっとり」、子どもの貧困対策の推進に関する法律「条約の精神にのっとり」、子ども・若者育成支援推進法「条約の理念にのっとり」などと条約の精神や理念に基づいていることを表現している。
3	第10条（市民等の役割）関係：第2項「市民等は地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設け	<ul style="list-style-type: none"> ● これは地域社会における子どもの意見表明権を規定したものですが、第7条（意見を表明する権利）第2号には「自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されるこ

	<p>るよう努めなければならない。」に、子どもの意見を尊重することも加えた方がいいのではないか？</p>	<p>と。」と規定していますので、子どもの意見表明権の中に「意見を尊重される権利」も含まれています。第7条より後で意見尊重を規定する必要はありません。</p>
4	<p>第10条（市民等の役割）関係：第3項「市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し・・・」とあるが、「社会のルール」というのは、市民等に拡大解釈される恐れがある。「法律及び条例」と改正した方がいいのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電車内で大声で騒いだりといった法律や条例では規定されていないことでも、市民等は子どもに注意をしなければならないことがある。
5	<p>第11条（子ども関係施設の役割）関係：には子どもの意見表明権の保障が規定されていない。市民等の役割にはあって、なぜ子ども関係施設の役割に無いのか。「子ども関係施設は、施設において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設け、尊重するよう努めなければならない。」と追加を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かに子ども関係施設の役割には直接的に意見表明権の保障は規定されていないが、第2号では「子どもの自主的な活動を支援」すること、第3号では「子どもの気持ちについて理解し把握」することを規定しており、子どもの意見や考えに耳を傾けることが前提となっている。
6	<p>第15条（子どもの意見表明の機会の提供）関係：「市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。」とあるが、「子どもの意見を尊重する」ことも追加した方がいいのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7条（意見を表明する権利）第2号には「自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。」と規定していますので、子どもの意見表明権の中に「意見を尊重される権利」も含まれています。第7条より後で意見尊重を規定する必要はありません。